

判決年月日	平成19年 8月 28日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成18年(行ケ)10368号		
○ 名称を「フォトレジスト現像廃液の再生処理方法及び装置」とする発明に係る特許につき、引用刊行物に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとはいえないとした審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法29条2項

本件は、「フォトレジスト現像廃液の再生処理方法及び装置」に関する発明に係る特許について、Xが無効審判請求をしたところ、審判請求は成り立たないとの審決がされたため、Xが同審決の取消を求めた事案である。

審決は、方法に関する本件発明1（特許請求の範囲の請求項1の発明。以下発明番号は請求項の番号による。）と引用刊行物1記載の発明（甲1発明）との間の相違点1～5，引用刊行物2記載の発明（甲2発明）との相違点イ，ロ，引用発明2との相違点を認定した上，相違点2，3及び5に係る構成について甲1発明に基づき，相違点イに係る構成について甲2発明に基づき，それぞれ当業者が容易に想到することができたということができないとし，本件発明1を引用する本件発明2～5，7及び8についても容易に発明することができたとはいえないとした。また，装置に関する本件発明9と甲1発明との相違点2'，3'及び5'，甲2発明との相違点イ'について同様に判断し，本件発明9を引用する本件発明11についても容易想到性を否定した。

本判決は，本件特許出願当時に公刊されていた文献から，「本件特許出願前におけるNF膜に関する技術状況」について，「本件特許出願前の膜分離技術の一般的状況については，従来のRO膜やUF膜では分離することができない分子量100から数100程度の物質を分離することができる膜が求められていたところ，この要求を満たすものとしてNF膜が開発され，メーカー各社から20種類を超える製品が販売されている状況にあ」るとし，「テトラアルキルアンモニウムイオンに属するテトラメチルアンモニウムイオンの分子量は約91であることが認められるのであるから，テトラアルキルアンモニウムイオンを分離するために，従来の分離膜に代えてNF膜を採用してみようとする程度のことは，当業者にとって極めて普通の着想であるといわなければならない。特にこの点は，NF膜を格別限定することなくNF膜一般を構成要件とする本件発明1においては，要するに，NF膜を分離膜として採用したというに止まるのであるからなおさらである。」とした。さらに，「もっとも，NF膜の特徴の1つとして電荷を有する点が指摘されており，この電荷が分離対象物質の有する電荷との関係で，透過性にいかなる影響を及ぼすかについて

は、必ずしも十分に解明されておらず、法則性をもってその影響を予測することは困難な状況にあったものであるが、この点は、事前にN F膜の分離効果を確実性をもって予測し難いというにとどまるものであるから、低分子量の物質を膜分離する目的でN F膜を採用してみる程度の企図にとって、障害となるものとまでいうことはできない。」と説示し、審決の相違点イの判断について、「したがって、フォトレジスト廃液中のテトラアルキルアンモニウムイオンをろ過膜を使用して分離しようとする当業者が、従来の膜に替えてN F膜を採用しようとすることは、当時の周知の膜分離に関する技術状況からすると、格別困難なこととはいえないから、審決の相違点イの判断は誤りといわざるを得ない。」と判断している。

その上で、相違点イに係る構成を除く部分の構成について格別の主張がないことも踏まえ、本件発明1及びこれを引用する本件発明2～5、7及び8について、甲2発明に基づいて当業者が容易に発明することができたとはいえないとした審決の判断は誤りであるとし、相違点イと同様の内容の相違点イ'についての判断も誤りであるから、同様に、本件発明9及びこれを引用する本件発明11についての審決の判断も誤りであるとした。